

(別紙)

○ 精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について(平成19年3月30日障発第0330011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障発第0330011号 平成19年3月30日 一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日 一部改正 障発0330第10号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日 <u>一部改正 障発0331第48号</u> <u>平成26年3月31日</u></p>	<p>障発第0330011号 平成19年3月30日 一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日 一部改正 障発0330第10号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について</p>	<p>精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について</p>

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準。以下「報酬告示」という。)別表第 11 の 8 及び第 12 の 8 に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準(平成 18 年厚生労働省告示第 551 号。以下「施設基準」という。)によりお示ししているところであるが、昨年 10 月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。

これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしく願います。

記

1～2 (略)

3 その他の留意事項

事業者は、報酬告示別表第 11 の 8 及び第 12 の 8 の規定に基づき、都道府県知事に届出を行うに当たっては、施設基準に定める事項のほか、上記 1 及び 2 に定める事項についても併せて届出を行うこと。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)別表第 12 の 8 及び第 13 の 8 に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準(平成 18 年厚生労働省告示第 551 号。以下「施設基準」という。)によりお示ししているところであるが、昨年 10 月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。

これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしく願います。

記

1～2 (略)

3 その他の留意事項

事業者は、報酬告示別表第 12 の 8 及び第 13 の 8 の規定に基づき、都道府県知事に届出を行うに当たっては、施設基準に定める事項のほか、上記 1 及び 2 に定める事項についても併せて届出を行うこと。

